

非営利活動法人礎の石孤児院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人礎の石孤児院の役員の報酬について定めるものである。

(役員)

第2条 この規程で定める役員とは、法人の理事とする。

(報酬及び費用の支給)

第3条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しないものとする。
ただし、役員の報酬については定款第22条の規程により、総会の議決をもって、変更できる。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し、変更及び必要な事項は、総会で定めるものとする

附則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人礎の石孤児院 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人礎の石孤児院の事務局職員（以下「職員」という）の給与に関する事項について定めたものである。

(提供範囲)

第2条 この規程は、職員として採用されたものに対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取り扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定めるものとする。但し、決定後、理事会に報告するものとする。

(給与の計算機関及び締切日)

第6条 給与計算機関は、毎月1日から月末までとする。月末を締切日とする。

(給与の支払日)

第7条 給与は毎月20日～月末までに支払う。

(給与の支払方法)

第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預金口座へ振り込むことによって支払う。

(交通費)

第9条 職員の交通費について、通勤費は実費を支給するが、出張等の場合は理事長の認めた額とする。

(給与の昇給)

第10条 職員の昇給は理事会がこれを定める。

附則

この規程は平成28年11月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	事業年度	2020年4月1日～2021年3月31日
-----	-----------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員・賛助会員受取会費	5,770,790円
受取寄付金	26,110,238円
受取助成金	602,078円
その他の収入(受取利息)	89円
その他収入(為替差益)	630円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	32,483,825円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当事項なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当事項なし

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,000,000 円	寄付金
		1,465,000 円	寄付金
		1,319,000 円	寄付金
		688,000 円	寄付金
		617,670 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,644,876 円	カンボジア孤児院運営支援
		5,679,187 円	ザンビア孤児院運営支援 ンコンベ地区在宅孤児教育支援 ストリートキッズ支援
		3,054,576 円	フィリピンの子どもの支援 (教育支援、学用品支給、食料支援)
		1,882,200 円	事務所家賃の支払
		472,320 円	電話機、セキュリティ機器等 リース料金の支払

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
該当事項なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当事項なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
該当事項なし				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	556,600円	2020年4月5日他
	271,100円	2020年5月2日他
	円	.

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4人	3,120,000円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2020年 4月1日～ 2021年 3月31日 (毎月)			カンボジア孤児院の 運営資金の援助	8,644,876 円
2020年 4月1日～ 2021年 3月31日 (毎月)			ザンビア孤児院の 運営資金の援助 ンコンベ在宅孤児 支援 ストリートキッズ 支援	5,679,187 円
2020年 4月1日～ 2021年 3月31日 (毎月)			フィリピンの孤児 の救済費用援助	3,054,576 円
2020年 7月7日			ザンビア孤児院の 運営費金の援助	40,103 円
2020年 8月21日日			ザンビア孤児院の 運営費金の援助	38,331 円
2020年 8月28日			ザンビア孤児院の 運営費金の援助	69,877 円
2020年 11月9日			ザンビア孤児院の 運営費金の援助	100,921 円
	合 計			17,627,871 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2020年4月2日	フィリピンの孤児の救済費用援助	50,304円
2020年4月24日	フィリピンの孤児の救済費用援助	30,455円
2020年5月10日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,558円
2020年5月27日	フィリピンの孤児の救済費用援助	84,863円
2020年6月4日	フィリピンの孤児の救済費用援助	58,122円
2020年6月29日	フィリピンの孤児の救済費用援助	134,760円
2020年7月28日	フィリピンの孤児の救済費用援助	135,270円
2020年7月31日	フィリピンの子どもの就学支援(学費)のため	515,288円
2020年8月28日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,278円
2020年9月28日	フィリピンの孤児の救済費用援助	134,469円
2020年10月16日	フィリピンスタッフ支援費用	86,000円
2020年10月21日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,931円
2020年11月18日	フィリピンの子どもの就学支援(学費)のため	369,970円
2020年12月17日	フィリピンの孤児の救済費用援助	137,081円
2020年12月25日	フィリピンの孤児の救済費用援助	99,962円
2021年1月21日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,549円
2021年2月18日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,496円
2021年3月22日	フィリピンの孤児の救済費用援助	136,580円
2020年4月2日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	90,555円
2020年4月9日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	223,851円
2020年4月24日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	167,948円
2020年5月10日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	297,660円
2020年5月19日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	174,862円
2020年5月29日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	365,201円
2020年6月1日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	891,111円
2020年7月2日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	419,656円

2020年8月18日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	102,050円
2020年9月28日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	451,392円
2020年10月12日	カンボジアスタッフ支援費用	56,229円
2020年10月22日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	513,588円
2020年11月18日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	495,691円
2020年12月17日	カンボジア孤児院の運営資金の援助	541,022円
2021年1月21日	カンボジア孤児院の運営資金の援助 (2月度・3月度運営費として)	880,113円
2021年2月17日	カンボジア孤児院の運営資金の援助 (4月度・5月度運営費として)	927,886円
2021年3月10日	カンボジア孤児院の運営資金の援助 (6月度・7月度運営費として)	966,136円
2021年3月22日	カンボジア孤児院の運営資金の援助 (8月度・9月度運営費として)	901,385円
2020年4月27日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	232,776円
2020年5月8日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	78,213円
2020年5月21日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	276,663円
2020年5月25日	██████ 助成金事業 ザンビアストリートチルドレン・HIV 孤児支援	202,271円
2020年5月25日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	100,949円
2020年6月29日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	294,817円
2020年7月28日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	266,988円
2020年8月17日	ザンビアスタッフ支援費用	48,300円
2020年8月31日	██████ 助成金事業 ザンビアストリートチルドレン・HIV 孤児支援	204,000円
2020年8月31日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	391,802円
2020年9月28日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	298,886円
2020年10月12日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	120,000円
2020年10月22日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	236,805円
2020年11月16日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	100,000円
2020年11月18日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	240,048円
2020年12月17日	ザンビア孤児院の運営資金の援助	444,994円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	2020年4月1日～2021年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
㊹	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊺	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊻	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊼	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㊽	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	㉥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 礎の石孤児院	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		9人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
北野 直人		理事		○						2004年 5月15日 就任
木原 真		理事		○						2001年 12月14日 就任
秋元 俊人		理事		○						2001年 12月14日 就任
真境名 歩		理事		○						2004年 5月15日 就任
小野島 正彰		理事		○						2008年 5月10日 就任
弓野 正道		理事		○						2012年 6月2日 就任
永藤 義明		理事		○						2012年 6月2日 就任
小林 直樹		監事		○						2018年 6月2日 就任
杉澤 公夫		監事		○						2018年 6月2日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 礎の石孤児院		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	都度	10年
総勘定元帳	会計ソフト使用 ルーズリーフ	都度	10年
寄付一覧表	Microsoft アクセス使用 ルーズリーフ	都度	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 礎の石孤児院					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院
-----	-----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人礎の石孤児院	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ